

保安センター運用内規

(目的)

第 1 条 この運用内規は、保安センター規程第 1 2 条の規定に基づき、保安センター運営会議（以下「運営会議」という。）及び保安センター会議の運営及び保安センターシステムの運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(運営会議)

第 2 条 運営会議は、次に掲げる事項について、審議しなければならない。

(1) 保安センターの運営に係る全般的な事項

(2) 外部委託取次業者（以下「取次業者」という。）の選定及び契約に係る業務内容に係る事項

2 前項の審議事項は、会議を組織する構成員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、出席者の過半数の賛成をもって行う。ただし、賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

(決議の承認)

第 3 条 議長は、前条により決議を得た案件について、保安センター規程第 8 条の規定に定めるところにより、その後、開催される最初の理事会に報告し事後承認を得なければならない。

(答申)

第 4 条 保安センター会議は、次に掲げる事項について審議し、その結果を運営会議に答申しなければならない。

(1) 緊急出動員編成表に登録する会員の選出に係る事項

(2) その他、保安センター運営上必要と思われる事項

2 会議の成立及び審議案件の決議等は、第 2 条第 2 項の規定に準拠する。

(保安センターの運用)

第 5 条 保安センターの運用について、「保安センター運用システム」（保安・別紙 1）に基づき、設置者等からの緊急出動要請の受付及び連絡、出動員の派遣及び復旧等の出動結果の報告等の業務について、次のとおり運用するものとする。

(1) 設置者等からの緊急出動要請に常時対応するため、その受付業務は、取次業者の対応も含め 24 時間体制とする。

(2) 緊急出動員の派遣は、センター主任又は取次業者が保安センター規程第 9 条の規定に定める緊急出動員編成表に基づき、適当な会員を選出して的確に行う。

(3) 取次業者は、「緊急出動受付票」（保安・別紙 2）に必要事項を記

入し、当該電気管理技術者、保安センター本部及び保安センター主任にFAX等で送付しなければならない。

(4) 緊急出動した会員は、当該電気設備の事故等の復旧後、設置者等に事故内容を説明し、保安センター本部に「緊急出動報告書」(保安・別紙3)を提出しなければならない。

(5) 保安センター本部は、前項の「緊急出動報告書」を受理したときは当該電気管理技術者及び保安センター主任にこれを送付しなければならない。

(報酬基準)

第6条 保安センター主任は、前条第1項第4号の規定に定める「緊急出動報告書」(保安・別紙3)を受理したときは、当該電気管理技術者に対して緊急出動した会員に対して、報酬を支払うよう要請しなければならない。

2 報酬の額は、支部・地区等において応援費用について取決めがあれば、当該費用を基準とする。取決めが無い場合は、次の基準を参考に調整を行う。

(1) 半日(4時間以内) 15,000円

(2) 一日(4時間超) 20,000円

(傷害保険)

第7条 保安センター主任は、緊急出動した会員がその業務中及び往復途上中の事故により死傷した場合、保安センター規程第11条第2号の規定に基づき、当該出動会員に対し、傷害保険の適用をセンター長に具申しなければならない。

(事故内容の報告)

第8条 保安センター主任は、センター長及び運営会議に対し、緊急出動の件数及び個々の事故内容等を整理して報告しなければならない。

附 則

この保安センター運用内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則(令和5年12月13日 一部改正)

この保安センター運用内規は、令和5年12月13日から施行する。